

五 その業種に属する事業について主要な原材料等の供給の著しい減少、需要の著しい減少その他経済産業大臣が定める事由が生じていて、当該中小企業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じていて、その経営の安定に支障を生じていると認められること。

六 破綻金融機関等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第四項に規定する破綻金融機関、同条第十二項に規定する被管理金融機関、同条第十三項に規定する承継銀行、同法第一百一十条第二項に規定する特別危機管理銀行、同法第一百二十六条の二第一項第二号に規定する特定第二号措置に係る同項に規定する特定認定に係る金融機関、同法第一百二十六条の三十四第三項第一号に規定する特定承継銀行及び同法附則第十五条の二第三項に規定する承継協定銀行（同条第四項第四号に規定する承継勘定に係る業務を行う場合に限る。）並びに金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第二百三十二号）第二条第五項に規定する被管理金融機関、同条第七項に規定する承継銀行及び同条第八項に規定する特別公的管理銀行をいう。）と金融取引を行つてしたことにより、銀行その他の金融機関との金融取引について借り入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じていて、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。

七 銀行その他の金融機関が支店の削減等による経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整であつて経済産業大臣が指定したものを作成していることにより、当該金融機関との金融取引について借り入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じていて、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。

第三条

6
この法律において「特例中小企業者」とは、
中小企業者であつて、内外の金融秩序の混乱そ
の他の事象が突然的に生じたため我が国の中 小
企業に係る著しい信用の収縮が全国的に生じて
いると経済産業大臣が認める場合において、そ
の信用の収縮の影響により銀行その他の金融機
関からの借入れの減少その他経済産業大臣が定
める事由が生じて いるためその経営の安定に支
障を生じて いることについて、その住所地を管
轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたも

八 銀行その他の金融機関が当該中小企業者に
対して有する貸付債権を特定協定銀行（金融
機能の再生のための緊急措置に関する法律第
五十三条第一項第二号に規定する特定協定銀
行をいう。）又は株式会社産業再生機構に譲
渡したことにより、当該金融機関との他の金
融機関との金融取引について借り入れの減少そ
の他経済産業大臣が定める事由が生じている
ためその経営の安定に支障を生じている中小
企業者のうち、適切な事業計画を有すること
その他の経済産業大臣が定める基準に適合す
ることによりその事業の再生が可能と認めら
れるもの

は、
子語

の七十を乗じて得た金額を保険金額とする。

3 第一項の保険関係においては、借入金の額のうち保証をした額を保険価額とし、中小企業者に代わつてする借入金の弁済（手形の割引の場合は手形の支払、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権に係る債務の支払）を保険事故とする。

4 第一項の保険関係が成立する保証をした借入金（手形の割引の場合は手形の割引により融通を受けた資金、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権の割引により融通を受けた資金）

2 前項の保険関係においては、保険金額に百分
超えることができない保険（以下「普通保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額（手形の割引の場合は手形金額のうち保証をした額、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権の金額のうち保証をした額、特殊保証の場合は限度額。第三項、次条第一項及び第三項、第三条の三第二項及び第二項並びに第三条の四第一項及び第二項において同じ。）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

第三条の二 公

に規定する事務所保険の保険關係が成立するものと
るものとを除く)をした場合において、当該借入
金の額のうち保証をした額が八千万円(当該保
務者たる中小企業者について既に無担保保険の
保険關係が成立している場合にあつては、八千
万円から当該保険關係における保険保額の合計
額を控除した残額)を超えないときは、当該保
証については、無担保保険の保険關係が成立す
るものとする。
前条第三項から第五項までの規定は、第一項
の保険關係に準用する。

3 2 間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

前項の保険関係においては、保険賃額に百分の八十を乗じて得た金額を保険金額とする。

公庫と無担保保険の契約を締結し、かつ、普通保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険又は第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の契約を締結している信用保証協会が第一項に規定する債務の保証（次条第二項に規定する特別小口保険又は第三条の九第一項に規定する事業再生保険の保険関係が成立する

2 信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

普通保険、無担保保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険、第三条の八第一項に規定する、新規事業保険によること

項に規定する新事業開拓保険又は第三条の九第一項に規定する事業再生保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証をした場合において、当該借入金の額のうち保証をした額が二千万円（当該債務者たる小規模企業者について既に特別小口保険の保険関係が成立している場合にあっては、二千万円から当該保険関係における保険額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、特別小口保険の保険関係が成立するものとする。

前項の信用保証協会がした第一項に規定する債務の保証について特別小口保険の保険関係が成立している場合において、当該信用保証協会が当該債務者たる中小企業者について第三条第一項、前条第一項、次条第一項、第三条の五第一項、第三条の六第一項、第三条の七第一項の十第一項又は第三条の十一第一項に規定する債務の保証（第一項の保険関係が成立するものを除く。）をしたときは、当該特別小口保険の保険関係は、当該保証の時において、公庫と無担保保険の契約を締結している信用保証協会にあつては、無担保保険の保険関係に、公庫と無担保保険の契約を締結していない信用保証協会にあつては、経済産業省令で定めるところにより普通保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険、第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険又は第三条の九第一項に規定する事業再生保険の保険関係に変更されるものとする。この場合において、当該債務者たる中小企業者に係る債務の保証をしたことによる普通保険、無担保保険、次条第一項に規定する流動資産担保保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険、第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険、第三条の九第一項に規定する

第三条第三項から第五項まで及び前条第一項の規定は、第一項の保険関係に準用する。
(流動資産担保保険)

用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の金融機関からの借り入れによる債務の保証（特殊保証を含む。）であつてその保証について当該中小企業者の流動資産（取引の相手方である事業者に対する売掛金債権その他）の経済産業省令で定める債権及び棚卸資産に限る。）のみを担保として提供させるものであることにより、中小企業者一人についての保険金額の合計額が二億円を超えることができない保険（以下「流動資産担保保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 公庫と流動資産担保保険の契約を締結し、かつ、普通保険、次条第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険又は第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証（第三条の九第一項に規定する事業再生保険の保険関係が成立するものを除く。）をした場合において、当該借入金の額のうち保証をした額が二億円（当該債務者たる中小企業者について既に流動資産担保保険の保険関係が成立している場合にあつては、二億円から当該保険関係における保険額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、流動資産担保保険の保険関係が成立するものとする。

3 第三条第三項から第五項まで及び第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

（公害防止保険）

第三条の五 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の公害防止施設の設置の費用、工場又は事業場の公害防止のためにする移転の費用

用その他の公害防止に要する費用で経済産業省令で定めるものに充てるために必要な資金に係る金融機関からの借入れによる債務の保証（当該中小企業者が第三条の「第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合にあつては、その保証について保証人の保証を提供させないものに限る。）をすることにより、

中小企業者一人についての保険額の合計額が五千万円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、一億円。次項において同じ。）を超えることができない保険（以下「公害防止保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額（手形の割引の場合は手形金額のうち保証をした額、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権の金額のうち保証をした額。以下同じ。）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 公庫と公害防止保険の契約を締結し、かつ、普通保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険又は第三条の九第一項に規定する事業再生保険の保険関係が成立するものを除く。）をした場合において、当該借入金の額のうち保証をした額が五千万円（当該債務者たる中小企業者について既に公害防止保険の保険関係が成立している場合にあつては、五千円から当該保険関係における保険額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、公害防止保険の保険関係が成立するものとする。

3 第三条第三項及び第五項並びに第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。
(エネルギー対策保険)

が第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合にあつては、その保証について保証人の保証を提供させないものに限る。」をすることにより、中小企業者一人についての保険金額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又はその法

律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、四億円。次項において同じ。)を超えることができない保険(以下「エネルギー対策保険」という。)について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 公庫とエネルギー対策保険の契約を締結し、かつ、普通保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険又は第三条の九第一項に規定する事業再生保険の保険関係が成立するものを除く。)をした場合において、当該借入金の額のうち保証をした額が一億円(当該債務者たる中小企業者について既にエネルギー対策保険の保険関係が成立している場合にあつては、二億円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額)を超えないときは、当該保証については、エネルギー対策保険の保険関係が成立するものとする。

3 第三条第三項及び第五項並びに第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。
(海外投資関係保険)

第三条の七 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の外国法人と永続的な経済関係を持つための当該法人の株式その他の持分の取得その他の海外直接投資の事業に要する資金で経済産業省令で定めるもの(第三条の五第一項に規定する公害防止に要する費用又は前条第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する施設若しくは非化石エネルギーを使用する施設の設置の費用に充てるために必要な資金に該当するものを除く。)に係る金融機関からの借入による債務の保証(当該中小企業者が第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合にあつては、その保証について保証人の保証を提供させないものに限ることにより、中小企業者一人につ

いての保険金額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、四億円。次項において同じ。）を超えることができない保険（以下「海外投資関係保険」という。）について、借入金の額のうち保証した額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

（公庫と海外投資関係保険の契約を締結し、かつ、普通保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険又は第三条の九第一項に規定する事業再生保険の保険関係が成立するものを除く。）をした場合において、当該借入金の額のうち保証をした額が二億円（当該債務者たる中小企業者について既に海外投資關係保険の保険関係が成立している場合については、二億円から当該保険関係における保険金額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、海外投資関係保険の保険関係が成立するものとする。

第三条第三項及び第五項並びに第三条の二第一項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

（新事業開拓保険）

組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、四億円。次項において同じ。) を超えることができない保険(以下「新事業開拓保険」という。)について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 公庫と新事業開拓保険の契約を締結し、かつ、普通保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険又は次条第一項に規定する事業再生保険の保険関係が成立するものを除く。)をした場合において、当該借入金の額のうち保証をした額が二億円(当該債務者たる中小企業者について既に新事業開拓保険の保険関係が成立している場合には、二億円から当該保険関係における保険金額の合計額を控除した残額)を超えないときは、当該保証については、新事業開拓保険の保険関係が成立するものとす。

3 第三条第三項及び第五項並びに第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。(事業再生保険)

第三条の九 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が再生中小企業者の原材料の購入のための費用その他事業の継続に欠くことができない費用で經濟産業省令で定めるものに充てるために必要な資金に係る金融機関からの借り入れによる債務の保証(当該再生中小企業者が第三条の二第一項の經濟産業省令で定める要件を備えている法人である場合にあつては、その保証について保証人の保証を提供させないものに限る。)をすることにより、中小企業者一人についての保険金額が二億円を超えることができない保険(以下「事業再生保険」という。)について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 公庫と事業再生保険の契約を締結し、かつ、普通保険、無担保保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険又は新事業開拓保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証

（特別小口保険の保険関係が成立するものを除く。）をした場合において、当該借入金の額のうち保証をした額が一億円（当該債務者たる中小企業者について既に事業再生保険の保険関係が成立している場合にあつては、二億円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、事業再生保険の保険関係が成立するものとする。

3 第三条第三項及び第五項並びに第三条の第一第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。
（特定社債保険）

第三条の十 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者（純資産の額が一定の額以上であることその他の経済産業省令で定める要件を備えているものに限る。以下この条において同じ。）が発行する社債（当該社債の発行が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する有価証券の私募によるものに限り、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下同じ。）のうち政令で定める金融機関が引き受けるものに係る債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が四億五千五百万円を超えることができない保険（以下「特定社債保険」という。）について、社債に係る債務（利息に係るもの除外。以下この条において同じ。）の額のうち保証をした額の総額が一定の額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 前項に規定する債務の保証を受けた中小企業者一人についての普通保険、無担保保険、特定社債保険又は次条第一項に規定する特定支払契約保険の保険関係であつて政令で指定するものの保険価額の合計額の限度額は、政令で定める。

3 第一項の保険関係においては、社債に係る債務の額のうち保証をした額を保険価額とし、中小企業者に代わつてする社債に係る債務の弁済を保険事故とする。

4 第一項の保険関係が成立する保証をした社債により調達した資金は、中小企業者の行う事業の振興に必要なものに限る。

5 第三条第五項及び第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

(特定支払契約保険)
第三条の十一 公庫は、事業年度の半期ごとに、
信用保証協会を相手方として、当該信用保証協
会が中小企業者の特定支払契約（中小企業者に
対する売掛金債権その他の経済産業省令で定め
る債権（以下この項において「売掛け金債権等」
といふ。）を有する事業者に対しして金融機関そ
の他の政令で定める者（以下この項において
「金融機関等」という。）が当該売掛け金債権等の
譲受けその他の経済産業省令で定める行為に基
づき金銭を支払うこととを約し、かつ、当該中小
企業者が当該金融機関等に対して当該売掛け金債
権等その他経済産業省令で定める債権の額を支
払うこととを約する契約をいう。）に基づき金融
機関等に対する支払うべき債務のうち当該金融
機関等が事業者に対して金銭を支払った場合に
おいて当該中小企業者が支払うもの（以下「特
定支払債務」という。）の保証をすることによ
り、中小企業者一人についての保証額の合計
額が十億円を超えることができない保険（以下
「特定支払契約保険」という。）について、特定
支払債務の額のうち保証をした額の総額が一定
の金額に達するまで、その保証につき、公庫と
当該信用保証協会との間に保証関係が成立する
旨を定める契約を締結することができる。
前項の保証関係においては、特定支払債務の
額のうち保証をした額を保証額とし、中小企
業者に代わつてする特定支払債務の弁済を保証
事故とする。

第十六条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、危機関連保証に係るものについての第三条第一項、第三条の二第二項（第三条の三第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び第五条の規定の適用については、第三条第二項中「百分の七十」とあり、第三条の二第二項中「百分の八十」とあり、及び第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の九十」とする。

第十七条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、危機関連保証に係るものについての保険料の額は、第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。（経営安定関連保証及び危機関連保証に係る限度額）

附 則

この法律は、昭和二十五年十二月十五日から施行する。

昭和六十四年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日までに倒産関連保証（第三条の二第一項に規定する債務の保証であつて、第二条第三項第一号、第二号又は第五号に該当することについての認定を受けた中小企業者に係るものに限る。）を受けた中小企業者に係る無担保保険の保険関係についての次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、第十二条の規定にかかわらず、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

附 則（昭和二六年六月二六日法律第二五〇号）
この法律は、新法の施行の日から施行する。

附 則（昭和二六年一月三〇日法律第二七五号）抄
この法律は、昭和二十六年十二月一日から施行する。

附 則（昭和二八年七月二十四日法律第八〇号）抄
この法律は、公布の日から施行する。

この法律の施行前に成立している保険関係については、なお從前の例による。但し、第七条第一項及び第八条（これらの各規定を第九条の五第二項において適用する場合を含む。）の規定の適用については、この限りでない。

附 則（昭和二八年七月三一日法律第一〇七号）抄
この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。

附 則（昭和二八年八月一〇日法律第一九六号）抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二九年三月三一日法律第二二号）
この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和三〇年七月五日法律第五二号）
この法律は、公布の日から施行する。

この法律の施行前に成立している保険関係については、なお從前の例による。ただし、改正後の第九条の五第二項の規定の適用については、この限りでない。

附 則（昭和三一年三月二六日法律第三〇号）抄
(施行期日)
この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和三一年六月三日法律第一六四号）抄
この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

附 則（昭和三一年一月二十五日法律第一一八七号）
この法律は、昭和三一年一月二十五日から施行する。

八条第二号の次に二号を加える改正規定並びに同法第二百九十八条の三、第二百九十八条の六第二号、第二百五十三条第十四号並びに第二百七一条第一項第二号及び第二項の改正規定、第三条の規定、第四条中農業協同組合法第十二条の四第四項の次に一項を加える改正規定、第五条のうち水産業協同組合法第十二条第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第八条の規定（投資信託及び投資法人に関する法律第二百五十二条の改正規定を除く。）、第十四条のうち銀行法第十三条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定及び同法第五十二条の二十二第四項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に一項を加える改正規定、第十五条の規定、第十九条のうち農林中央金庫法第五十八条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第二十一条中信託業法第九十条第一条、第九十三条、第九十六条及び第九十八条第一項の改正規定、第二十二条の規定並びに附則第三十条（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十三条第二項の改正規定に限る。）、第三十条（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十一条第二項の改正規定に限る。）、第三十二条、第三十六条及び第三十七条の規定の日から起算して二十日を経過した日）

二 第一条中金融商品取引法第七十九条の四十一条、第七十九条の五十三条第四項及び第五项、第七十九条の五十五第二項並びに第一百八十五条の十六の改正規定、第十三条の規定、第十六条中保険業法第二百四十条の六第一項、第二百四十二条第一項、第二百四十九条第一項、第二百四十九条の二第一項及び第五项、第二百四十九条の三並びに第二百六十五条の二十八第一項の改正規定、第十七条の規定（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四百四十五条第三項の改正規定を除く。）、第二十条の規定並びに附則第十七条から第十九条まで、第二十二条から第二十四条まで、第二十九条（犯罪利用預金口座等による資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）第三十一条の改正規定に限る。）、第三十条（株式会社地域経済活性化支援機構法第二十三条第

第三十七条 附則第二条から第十五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 **（平成二五年六月二一日法律第五七号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（政令への委任）

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

（附則第五条の規定）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 **（令和五年六月一六日法律第六一號）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附則第八条及び第九条の規定）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定を削る改正規定、第二条の規定（株式会社商工組合中央金庫法第十八条の改正規定を除く。）並びに附則第三条から第七条まで及び第十条の規定、公表の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

第六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 **（平成二六年六月一三日法律第六七号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。

附 則 **（平成二七年五月二七日法律第二九号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条（中小企業信用保険法附則に一項を加える改正規定を除く。）並びに附則第五条から第十二条まで及び第十五条から第十九条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 **（平成二七年五月二七日法律第二九号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条（中小企業信用保険法附則に一項を加える改正規定を除く。）並びに附則第五条から第十二条まで及び第十五条から第十九条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 **（平成二九年六月一四日法律第五六号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（政令への委任）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附則第八条及び第九条の規定）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定を削る改正規定、第二条の規定（株式会社商工組合中央金庫法第十八条の改正規定を除く。）並びに附則第三条から第七条まで及び第十条の規定、公表の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日